

された被害者の人権を守らなければなりません。

私どもはドイツ、フランスで調査をして、反対論には根拠はないと、自信をもって改革案を提案しました。被害者参加制度について、私どもが提案した内容は、もっと被害者の権利が強いものでしたが、現行のようになりました。

犯罪の立証責任は検察官にあります。ただし検察官も見落とすことがありますから、そのような場合は問いたださなければなりません。ただ、一般的には私は、参加人は自分が言いたいこと、聞きたいことに絞って言うべきだと思っています。凶悪犯罪において、被害者と加害者が会える場所は法廷しかありません。しかも3、4回で裁判は終わってしまいます。その間しか、対峙できないのです。このとき、言いたいこと、聞きたいことをよく絞るほうがいい。

53歳のある独身男性が殺されました。その姉が裁判に参加しました。そして被告人に対して「私は弟の臨終に立ち会うことができませんでした。最後に弟は何と言って旅立ったのでしょうか。その言葉を聞きたいのです」とだけ質問したのです。水を打ったように静かになった法廷で、被告人は身を震わせながら「私が首を絞めていたので言葉は出せませんでした。恐らく私を恨んで逝ったのだと思います」と言いました。また別の交通事故の裁判では、事故で視力を奪われた被害者が被告人にひとこと聞きました。「私は目が見えなくなりました。この私を見て、あなたはどう思いますか」と。

これを弁護士が代わりに質問したのでは効果がありません。被害者自身が自分の言葉で言うから感動を与えるのです。

### 弁護士の方に理解を深めていただきたい 被害者参加代理弁護人の役割

この制度は、もともと被害者が中心になって行動すべきものとして作られています。ただし裁判は法律的な技術が要りますから、被害者に、アドバイザーとして弁護士がつくことになる。国選でつく必要があります。ただし、これは被告人の国選弁護とは異なります。被告人の国選弁護の場合、「選任」と言い、被告人の意思にかかわらず、被告人に有利になると思えば、弁護士は独自に弁護行為をする固有権を持っています。しかし、被害者参加弁護人を選ぶ場合、「選定」と言い、固有権がありません。つまり被告人から委託を受けた事項についてしか関わられません。

被害者参加弁護人の制度については、被告人の国選弁

護人と同じように何でもできると考えている弁護士もいるようで、実際、ある被害者が法テラスの紹介で国選の被害者参加弁護人に会ったとき、「この被害者参加制度は弁護士会も検察庁もみなやりたくなかった。ところがある団体が無理矢理ねじ込んで作ったのだ。俺もやりたくないから、そのつもりでいてくれ」と言われたことがあるそうです。これに不満を持った被害者は、あすの会に何回も相談に来られました。極端な例ではありますが、こういうことが行われている。「訴訟行為だから、弁護士主導でやるべきだ」と言っている人もいます。

この制度の趣旨を理解していただきたい。被害者参加制度は、3回か4回しか加害者に会う機会がない中で、被害者が本当に言いたいことを言い、聞きたいことを聞くために作られたものです。被害者の意向に従った行動をしていただきたいと思います。そして被害者もわからないことが多いでしょうから、被害者参加弁護士は検察官と十分に打ち合わせをしていただく必要があります。被害者だけではできないことも、弁護士が関わることでできることがあります。弁護士には、黒子として被害者を立てて、アドバイスをさせていただきようをお願いいたします。

最高検察庁で、昨年11月までの被害者参加申し込みの統計があります。約1年で、552件でした。その中で850人の方が参加されました。交通事件がいちばん多いのですが、詐欺、強盗などもあります。まだこの制度は十分に知れ渡っていません。7月までは参加該当案件の2%ぐらいしか参加がありませんでした。今、3%ぐらいになり、徐々に上がっているようです。参加は、ほとんどは、検察官に制度があることを教えられたためということです。法テラスや弁護士会からも参加制度を積極的にお伝えいただきたいと思います。また、国選の被害者参加弁護人がつくことで、かえって被害者を傷つけることがないようにお願いいたします。

損害賠償命令についても大変助かっております。1億円の損害賠償を起こすために、32万円の印紙代がかかります。これが損害賠償命令制度を利用すれば、2000円の印紙で済みます。刑事裁判で有罪を言い渡した裁判官が、引き続き裁判をしてくれますから、記録の謄写代も印紙代もかからず、スピーディーに進むということで被害者は助かっております。この制度も、今後、広まっていくことでしよう。

どうかこうした制度を、被害者の方々が十分に活用されるとともに、弁護士の方々に宜しくお願いいたします。